この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定。以下「国基本方針」という。)及び愛媛県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針(令和 4 年 3 月 9 日 3 林第 1015 号。以下「県方針」という。)に即して愛南町の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針(以下「町方針」という。)を定めるものである。

第 1 愛南町内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用の促進の意義と効果

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の安定供給体制の確立などの供給対策と木材需要拡大に向けた対策等を併せて進めたことで、木材供給量は順調に増加してきた。そうした中で、県産材(県内で生産された木材をいう。以下同じ。)利用を一層促進し、燃料材やパルプ・チップ用材と比べ高値で取引されている建築用木材の需要を拡大することは、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材である CLT (直交集成板) や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非 住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくこと は、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

- 2 建築物における木材利用の促進の基本的方向
- (1) 木材の利用の促進に向けた各主体の取組
 - ①町による取組

町は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、町内の公共建築物における木材の利用の促進はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすものとする。

このため、町は、本方針に基づき、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に積極的に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、県の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取組むものとする。

加えて、県等との連携を緊密にし、町が単独で実施するものも含め、公共建築 物の整備に関する情報を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

②事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国基本 方針及び県方針又は町方針を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関 して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県又は町が実施する木材の利用 の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における木材の利用の促進に協力するよ う努めるものとする。

③町民による取組

町民は、法第7条の規定を踏まえ、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、 国、県又は町が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるもの とする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

国、県、町、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者(以下「木材利用関係者」という。)は、(1)の各主体の取組の実施に当たり、国基本方針及び県方針等に基づき、法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 住宅における木材の利用の促進

町は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

- 2 建築物木材利用促進協定制度の活用
- (1)建築物木材利用促進協定の周知

町は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的 や基本理念、国の基本方針に照らして適当なものであるか、町方針に照らして適当な ものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

3 公共建築物における木材の利用の促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、町内に整備される法第2条第2項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、 具体的には、以下のような建築物が含まれる。

①町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、市町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎等が含まれる。

②町以外の者が整備する①に準ずる建築物

町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)の建築物等が含まれる。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物については、低層の公共建築物の木造化率は上昇傾向にあるものの、依然として木材の利用の拡大を図る余地がある。また、公共建築物は、広く町民一般の利用に供するものであることから、木材の利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの町民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。そのため、町が、その整備する公共建築物において、率先してCLTや木質耐火部材等を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について町民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

また、公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品

の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

こうしたことからも、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化を 促進するものとする。 また、建築用木材の利用はもとより、建築用木材以外の各種製 品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとす る。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、建築用木材以外についても、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

(3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、平成 22 年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、(1)の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造(部材単位の木造化を含む。)とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

4 規制の在り方の検討等

国は、木造建築物について、実験や検証等により安全性を確認した上で、建築基準法に基づく構造・防火関係の基準の合理化に取り組んできたところである。

なお、平成 26 年 6 月 4 日に木造建築関係基準の見直しを含む建築基準法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 54 号)が公布され、平成 27 年 6 月に施行された。これにより、建築基準法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 54 号)により、3 階建ての

木造の学校や延べ面積 3,000 平方メートルを超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで木材が見える「あらわし」で設計が可能となった。

さらに、令和元年6月に施行された建築基準法の一部を改正する法律(平成 30 年法 律第 67 号)により、4階建て以上の中高層建築物についても一定の防火措置を行うこ とで木材が見える「あらわし」で設計が可能となった。

また、平成 28 年 3 月には、CLTを指定建築材料へ位置付けるとともに、構造計算に用いる基準強度等を定める告示改正を行い、平成 28 年 4 月にはCLTに関する建築基準法に基づく告示(一般的な設計方法)が公布・施行されたことにより、一般的なCLTパネル工法による建築物については国土交通大臣による個別の認定が不要となり通常の建築確認手続で建築できるようになった。さらに、平成 28 年 3 月には準耐火構造の仕様を追加する告示改正を行うことで、CLT等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになった。平成 29 年 9 月には、枠組壁工法に係る改正告示が公布・施行され、告示に基づく構造計算を行うことで枠組壁工法の床板及び屋根板にCLTを用いることが可能となり、その後、平成 31 年 3 月には、構造計算に用いる基準強度に係る改正告示が施行され、CLTの樹種について従来のスギより強度のあるヒノキ、カラマツ等の基準強度が定められ、樹種の強度に応じた設計が可能となった。

引き続き、安全性を確認した上で、中大規模建築物等における木材の利用を促進する ため、建築基準の更なる合理化等に取り組んでいくものとする。

5 木材の利用の促進の啓発

町は、関係団体と連携し、町民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により、木材の利用の効果について積極的に町民への普及啓発を行う。

第3 町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

町は、その整備する公共建築物のうち、第2の3(3)の積極的に木造化を推進する 公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るもの とする。

また、町は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、直接町民が利用する機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

なお、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の進捗や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、CLTや木質耐火部材等新たな木質部材の活用、部材単位の木造化等の技術の活用を検討し、利用促進を図ることで、町及び町以外の者が整備する公共建築物への積極的な木材の活用を促進するものとする。

加えて、町は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質ペレットを使用したストーブなど、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、町がその整備する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む。)のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすことを目標とする。

砂防・治山・河川・公園・道路等公共事業においても、豊かな生活環境や自然環境を保全するため間伐材の利用促進を推進するものとする。

第4 建築物木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法伐採木材等の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の規定にのっとり、木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

第5 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

本方針の推進体制については、以下のとおりとする。

- 1 本町の所管に属する公共建築物の木材の利用の促進に向けた関係部局間の連絡・調整等を円滑に行うため、愛南町公共建築物木材利用促進連絡会議を設置する。
- 2 本方針の推進に係る関係部局の役割と公共施設等の木造化・木質化を推進する具体 的な対象施設等は別紙1のとおりとする。

関係部局の地域材利用促進における役割と対象施設等

(1)関係部局の役割

A MARITIM A MARI	
関係部局名	公共施設等木材利用推進における役割
総務課 企画財政課	総務・企画担当部局所管事業に係る地域材の利用促進
保健福祉課	福祉、医療、保健、老人、児童施設等に係る地域材の利用促進
建設課	町営住宅、土木事業、木造住宅の振興に係る地域材の利用促進
環境衛生課	環境衛生施設等に係る地域材の利用促進
学校教育課生涯 学習課	学校施設、公民館施設等に係る地域材の利用促進
水産課 農林課	農林水産業用施設、農林水産土木事業に係る地域材の利用促進

(2)公共施設等の対象

(2)公共旭队寺の対象	
区分	木造化・木質化を推進する対象施設等
木造化の推進	○小学校、中学校、保育所、幼稚園、の校舎、体育館等
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	○病院・診療所、保健所等
	○養護施設、福祉施設、老人ホーム等
	○集会施設、スポーツ、武道、研修、文化施設等
	○観光保養施設、種々管理事務所等
	○公営住宅
	*町民等の利用形態や用途、周辺環境との調和などから木造化が適当
	であり、木造にふさわしい施設
木質化の推進	○上記「木造化の推進」欄の施設のうち非木造施設の内装等
	* 高齢者や児童生徒が利用することが多く、滞在時間が長くなるな
	どのために室内環境を重視することが必要な施設
木製品の導入の推進	○市町施設の机、椅子、応接家具、書架、決裁箱、標識、ネ
	ームプレート等事務用品
	○小中学校等教育施設の机・椅子、書架等
	*優しい執務環境づくりに適切であるとともに、身近な物品への木
	材利用を町民に対して啓蒙できる事務用品
公共事業での間伐材	○休憩施設、遊具、ベンチ、緑化支柱、歩道、階段等の公園
の利用推進	施設関係
10 1 1/11 1 EVE	○よう壁工、法面保護工、水路工、護岸工、種々柵工、堰
	堤、沈床工、杭打ち工等治山・河川施設関係
	○落下防止柵、防音壁、ガードレール、標識、歩道橋、側溝
	盖等道路施設関係
	護、景観維持等に配慮を要する施設